

(1) 契約の名称	令和8年度 自然資本を活かした農業等支援事業委託業務
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	岡山県英田郡西栗倉村大字長尾1464番地 一般財団法人西栗倉むらまると研究所 代表理事 河野 有吾
(5) 随意契約を行った理由（令第167条の2の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 規定採用理由 本業務は、地域未来交付金を活用して実施する「百年の森林観光・産業創出事業」の関連事業として、生物多様性に配慮した農業を普及・促進し、観光再整備事業等で提供・販売する農産物の生産や、来村者が農作業や生産過程に関わる体験コンテンツの創出につなげるための基礎調査及び方針整理を行うものである。 本業務の実施にあたっては、村内農業の現状、栽培方法、農地環境、技術活用、生物多様性評価、地域内資源循環等を一体的に調査・分析し、観光・産業創出事業における商品化・高付加価値化及び観光コンテンツ化につながる方向性を整理する必要がある。 また、当該交付金事業の実施契約書において、一般財団法人西栗倉むらまると研究所と連携して事業を実施することが明記されており、当該実施体制を前提として事業を推進するものである。採択された実施体制を維持し、観光再整備事業、自然資本活用、地域内経済循環及び農業支援を一体的に接続する必要があることから、競争入札に付することは適当でない。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。なお、契約金額は予定価格の範囲内である。
(6) 契約の相手方とした理由	一般財団法人西栗倉むらまると研究所は、西栗倉村と連携し、地域課題や地域資源に関する調査研究を行うとともに、村民、事業者、研究機関及び企業等との連携を通じて、持続可能な地域づくりに取り組んできた団体である。 同法人は、村内外の関係者とのネットワークを有し、西栗倉村の自然資本、地域資源、村内事業者の取組及び地域課題を把握しながら、調査研究や事業化に向けた検討を行ってきており、本業務に必要な地域理解、調整力及び事業推進能力を有している。 本業務では、観光・産業創出事業との接続を踏まえ、生物多様性に配慮した農業の普及促進、地域資源を活かした農産物の商品化・高付加価値化、来村者が生産過程に関わる観光コンテンツ化に向けた検討を進める必要がある。同法人は、村内の関係者と継続的に連携し、自然資本活用、地域内経済循環及び農業支援を一体的に整理・推進できる団体であることから、契約の相手方とするものである。

(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和8年6月1日
(9) 契約金額	12,000,000 円
(10) その他村長が必要と認める事項	